

工事計画届出書
(伊方発電所第3号機の変更の工事)

原子力発 第23402号
令和 6年 2月14日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
齋藤 健 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号
氏名 四国電力株式会社

取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

電気事業法第48条第1項の規定により別紙のとおり工事の計画を届け出
ます。

伊方発電所第3号機

工事計画届出書

本 文

令和6年2月

四国電力株式会社

目 次

- I. 工事計画書
- II. 工事工程表
- III. 変更を必要とする理由を記載した書類
- IV. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の十
第一項の届出をした年月日を記載した書類
- V. 添付書類

I. 工事計画書

一 発電所

1 発電所の名称及び位置

名 称	伊方発電所
位 置	愛媛県西宇和郡伊方町

2 発電所の出力及び周波数

出 力	890,000kW
第3号機	890,000kW
周波数	60Hz

(一) 原子力設備

6 廃棄設備

6. 4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

変 更 前					変 更 後							
名 称	種 類	計 測 範 圍 (又 は 報 告 範 圍)	(注2) 警 報 表 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所	名 称	種 類	計 測 範 圍 (又 は 報 告 範 圍)	警 報 表 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所	
(注1) ほう酸濃縮液 タンク漏えい 検出装置	電 極 式	50mm 以上	補機制御室 個別警報表示 中央制御室 一括警報表示	1	系 統 名 (ライン名)	変更なし			中央制御室		変更なし	
					設 置 床							(注3) 床ドレンライン
					溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号							(注4) 原子炉補助建屋 EL. 32. 3m
					溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ							—

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ほう酸濃縮液タンク」「漏えい検出装置」、「ほう酸濃縮液タンク」「自動警報装置」と記載。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ほう酸濃縮液タンク」「自動警報装置」「取付箇所」と記載。

(注3) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

(注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ほう酸濃縮液タンク室」と記載。

変 更 前					変 更 後							
名 称	種 類	(注2) 計 測 圍 (又は 警 報 作 動 作 圍)	(注3) 警 報 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所	名 称	種 類	計 測 圍 (又は 警 報 作 動 作 圍)	警 報 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所	
(注1) 冷却材貯蔵 タンク漏えい 検出装置	電極式	30mm 以上	補機制御室 個別警報表示 中央制御室 一括警報表示	1	系 統 名 (ライン名)	変更なし			中央制御室		変更なし	
					(注4) 床ドレンライン							
					(注5) 設 置 床							原子炉補助建屋 EL. 3.3m
					溢水防護上 の区画番号							-
溢水防護上の 配 慮 が 必 要 な 高 さ												

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「冷却材貯蔵タンク」「漏えい検出装置」、「冷却材貯蔵タンク」「警報装置」と記載。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「動作範囲」と記載。

(注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「冷却材貯蔵タンク」「警報装置」「取付箇所」と記載。

(注4) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「冷却材貯蔵タンク室目皿の下流配管」と記載。

変 更 前					変 更 後						
名 称	種 類	(注2) 計 測 範 囲 (又は 警 報 動 作 範 囲)	(注3) 警 報 表 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所	名 称	種 類	計 測 範 囲 (又は 警 報 動 作 範 囲)	警 報 表 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所
(注1) 使用済樹脂 貯蔵タンク 漏えい検出 装置	電 極 式	30mm 以上	補機制御室 個別警報表示 中央制御室 一括警報表示	1	系 統 名 (ライン名)	(注4) 床ドレンライン	変更なし		中央制御室		変更なし
					設 置 床	(注5) 原子炉補助建屋 EL. 3. 3m					
					溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—					
					溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ						

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「使用済樹脂貯蔵タンク」「漏えい検出装置」、「使用済樹脂貯蔵タンク」「警報装置」と記載。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「動作範囲」と記載。

(注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「使用済樹脂貯蔵タンク」「警報装置」「取付箇所」と記載。

(注4) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「使用済樹脂貯蔵タンク室目皿の下流配管」と記載。

(原子炉補助建屋に設置される容器で冷却材貯蔵タンク，使用済樹脂貯蔵タンク，ほう酸濃縮液タンク，濃縮廃液受入タンク及び予備濃縮液タンク以外の内包する放射性物質濃度が37キロボクレル毎立方センチメートルを超える容器及び施設外への漏えい防止堰内の漏えいの検出装置又は自動警報装置)

変 更 前					変 更 後							
名 称	種 類	(注2) 計 測 範 囲 (又は 警 報 動 作 範 囲)	(注3) 警 報 表 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所	名 称	種 類	計 測 範 囲 (又は 警 報 動 作 範 囲)	警 報 表 示 箇 所	個 数	取 付 箇 所	
(注1) 補助建屋 サンプタンク 水位計	浮 力 式	0 ～ 100 %	補機制御室 個別警報表示 中央制御室 一括警報表示	1	系 統 名 (ライン名)	変更なし		測 範 囲 (又は 警 報 動 作 範 囲)	中央制御室		変更なし	
					設 置 床							(注4) 廃棄物処理系統
					溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号							(注5) 原子炉補助建屋 EL. -4.5m
					溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ							—

(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「補助建屋サンプタンク水位計」、「警報装置」と記載。

(注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「動作範囲」と記載。

(注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「警報装置」「取付箇所」と記載。

(注4) 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は設計図書による。

(注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「補助建屋サンプタンク」と記載。

6. 5 廃棄設備の適用基準及び適用規格

- 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)
- 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈
(平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号)
- JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格
- 原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力編 (JEAG4601・補-1984)
- 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)
- 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1991 追補版)

Ⅱ. 工 事 工 程 表

今回の工事の工程は、第1表に示すとおりである。

第1表 工事工程表

年 月 項 目	令和6年				
	6月	7月	8月	9月	10月
廃棄設備	—	□ ◎	— — — — — — — — — —	□ ◎	

— : 現地工事の期間

□ : 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

◎ : 工事の計画に係る全ての工事が完了した時

Ⅲ. 変更を必要とする理由を記載した書類

変更を必要とする理由

伊方発電所第3号機においては、液体廃棄物処理系統等に係る運転監視・操作箇所を補機制御室から中央制御室に変更し、上記系統等に係る警報が発信した場合に中央制御室に常にいる運転員が速やかに必要な対応を行うことにより、更なる安全性向上を図る。これにより、放射性廃棄物の漏えいの自動警報装置の取付箇所が、中央制御室及び補機制御室から中央制御室のみに変更となる。

IV. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の
三の十第一項の届出をした年月日を記載した書類

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三十
十第一項の届出をした年月日

令和6年 2月14日

(設計及び工事計画届出書番号：原子力発 第23401号)

V. 添付書類

下記の書類は、「原子力発電工作物の保安に関する省令第15条第1号の規定に基づく指示について（原規技発第1307081号 20130628 商第22号 平成25年7月8日）」に基づき、添付しない。

- 1 耐震性に関する説明書
- 2 流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
- 3 品質保証に関する説明書